

和歌山県特別高圧受電事業者支援金

(第7次)

- 申請要領 -

支援対象：2026年1月分から3月分までの電力使用量

<お問合せ先> 和歌山県 商工企画課

【電 話】 073-441-2725

【メ - ル】 e0601001@pref.wakayama.lg.jp

【受付時間】 午前9時から午後5時45分まで。

ただし、土、日、祝日及び年末年始を除く。

2026年1月

和歌山県

1 支援金の目的

本支援金は、国の「強い経済」を実現する総合経済対策による支援の対象外である特別高圧を受電する事業所を県内に有する中小企業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内で特別高圧受電事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものです。

2 交付対象者

- (1) 本支援金の交付対象者は、以下のア又はイのいずれかに該当する事業者です。
- ア 県内の事業所において、自ら小売電気事業者と特別高圧電力受電契約を締結し、その費用を負担している中小企業者（以下、「直接受電事業者」という。）
 - イ 小売電気事業者と特別高圧電力受電契約を締結する県内にある商業施設等（ただし、国又は P6 から P7 に記載する法人が管理する施設を除く。）において特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業者（以下、「間接受電事業者」という。）
- (2) 本支援金における「中小企業者」とは、**中小企業者等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定に基づく中小企業者**です。

※資本金又は常時使用する従業員の数が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000 万円	100 人
小売業	5,000 万円	50 人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	300 人

※ 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※ 常時使用する従業員は労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されません。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

※ 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、大企業とみなし、対象外とします。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

3 支援金の対象経費及び交付額

本支援金の対象経費及び交付額は以下のとおりです。ただし、支援金の交付額に、1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。

支援金の対象経費	支援金の交付額
2026 年 1 月分及び 2 月使用分の電気料金	電力使用量（1 kWh 当たり）に 2.3 円を乗じた額
2026 年 3 月使用分の特別高圧電力使用料金	電力使用量（1 kWh 当たり）に 0.8 円を乗じた額

- ※ 小売電気事業者等が発行する検針票又は商業施設等の管理者が発行する明細書等に「○月分」と記載されている場合、当該使用分を○月分とみなします。
- ※ 検針票等に「○月分」等の記載がない場合は、**1 日の属する月**により判断します。
(例：1 月 20 日から 2 月 19 日までの電力使用分 = 2 月分とします。)

4 不交付となる者

※ 2 の交付対象者であっても、次のいずれかに該当する者には支援金を交付しません。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者(法人にあつては、その役員を含む。)。
※ 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 13 条に規定する禁錮を含む。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (4) 本支援金の交付を受けようとする事業所等に対する特別高圧電力に係る同様の支援を国又は地方公共団体から重複して受ける者
- (5) 発電事業を主たる事業として営む者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないこと知事が認める者

5 申請方法

下記 6 の申請書類を封筒に入れ、所定の郵便料金切手を貼付した上、次の提出先に郵送により提出してください。

【提出先】〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

和歌山県 商工企画課 特別高圧受電事業者支援金 事務担当者あて

- ※ **郵送は、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法により、行ってください。**
- ※ 封筒の表に、「**申請書在中**」と朱書きしてください。
- ※ 各申請受付期間の最終日までの消印有効です。先着順ではありません。

6 申請受付期間及び申請書類

2の交付対象者の(1)のうち、直接受電事業者及び間接受電事業者のどちらに該当するかによって、申請受付期間及び申請書類が異なります。

下記の書類を、上記5の申請方法により、提出してください。

- ※ 直接受電事業者と間接受電事業者の定義については、「2 交付対象者 (1)」をご確認ください。
 - ※ **第1次募集～第6次募集時に提出した内容から変更がなければ、省略が可能な書類もあります。**
提出を省略する書類がある場合、当時の交付決定通知書の写しを添付してください。
- なお、書類の提出を省略するために交付決定通知書の写しを提出する場合は、**1通のみ**で構いません。
- ※ 申請内容の確認のため、追加の書類の提出を求められることがあります。

ア 直接受電事業者の場合

直接受電事業者は、電力使用量や請求内容が記載された書類を速やかに入手できることから、早期の支援を目的として、1月及び2月分と3月分の2回に分けて申請する**分割申請**としています。

【申請受付期間】

2026年1月及び2月分 : 2026年2月24日(火) から 2026年3月16日(月)

2026年3月分 : 2026年5月11日(月) から 2026年6月5日(金)

申請書類一覧		1,2月分 申請	3月分 申請
別記第1号様式 (必須)	和歌山県特別高圧受電事業者支援金 交付申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
別記第2号様式 (必須)	宣誓書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
別記第3号様式 (必須)	電力使用量内訳書	<input type="checkbox"/>	—
別記第3号様式の2 (必須)		—	<input type="checkbox"/>
別記第4号様式 (省略可)	振込口座の分かる通帳の写し (※P8を参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付書類① (省略可) 事業実態の確認 ※2026年1月及び2月分の申請 で提出した場合、2026年3月分 の申請時は省略可	【法人の場合】 履歴事項全部証明書又は 現在事項全部証明書 (発行から3か月以内のものに限ります。)	<input type="checkbox"/>	※
	【個人事業主の場合】 直近の所得税の確定申告書第一表の控えの写し(※P9からP10を参照)、開業届の写し、税理士による収入証明書の写し等 (第5次及び第6次募集時に提出している場合は省略可能です)	<input type="checkbox"/>	※
添付書類② (省略可) 電気契約内容の確認	電気料金の請求書の写し、電力供給契約書の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(電気契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類)			
添付書類③ (必須) 電力使用量の確認 (支援該当月の電力使用量が確認できる書類)	電気料金の請求書の写し、検針票の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 1つの書類で電気契約内容及び電力使用量が確認できる場合、添付書類②と添付書類③を兼ねることができます。(例：電気料金の請求書に契約種別が特別高圧に属すること及び支援該当月の電力使用量が記載されている場合)

イ 間接受電事業者

間接受電事業者は、施設管理者を經由して電気使用量等が確定するため、書類の準備に一定期間を要することから、対象期間分の一括申請としています。

【申請受付期間】

2026年1月～3月分：2026年5月11日(月)から2026年6月5日(金)

申請書類一覧		
別記第1号様式の2 (必須)	和歌山県特別高圧受電事業者支援金交付申請書	<input type="checkbox"/>
別記第2号様式 (必須)	宣誓書	<input type="checkbox"/>
別記第3号様式の3 (必須)	電力使用量内訳書	<input type="checkbox"/>
別記第4号様式 (省略可)	振込口座の分かる通帳の写し (※P8を参照)	<input type="checkbox"/>
添付書類① (必須) 事業実態の確認	【法人の場合】 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ※発行から3か月以内のものに限ります。	<input type="checkbox"/>
	【個人事業主の場合】 直近の所得税の確定申告書第一表の控えの写し(※P9からP10を参照)、開業届の写し、税理士による収入証明書の写し等	
添付書類② (省略可) 電気契約内容の確認 (電気契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類)	入居する商業施設等の電気契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類の写し等 ※入居する商業施設等にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
添付書類③ (必須) 電力使用量の確認 (支援該当月の電力使用量が確認できる書類)	貸主からの電力使用量明細書の写し等	<input type="checkbox"/>
添付書類④ (省略可)	商業施設等との賃貸借契約書の写し等	<input type="checkbox"/>

商業施設等への入居の確認 (特別高圧電力を契約している商業施設等に入居していることが確認できる書類)	※契約期間（入居期間）が2026年1月から3月までを含むことを確認してください。	
--	--	--

7 申請にあたっての留意点

- (1) 提出された書類は返却できません。写しの提出を求められている書類について、原本を提出していないか、提出前に確認してください。お手元に申請書の控えとして、必ずコピーを残した上で郵送してください。
- (2) 書類の控えへの收受印の押印や返送には対応できません。書類の控えや郵便切手を貼付した返信用封筒は同封しないでください。
- (3) 宣誓書は、内容と事実が相違しないことを確認の上、提出してください。（※法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。）
- (4) 第1次募集～第6次募集で申請した方も申請できます。

8 交付決定について

申請書類に基づいて支援金の額の算定に誤りがないかどうか等を確認し、支援金を交付すべきものと認めるときは、申請者あてに交付決定通知を送付し、支払い処理を行います。また、予算の範囲内で支援金を交付することが前提になっていますので、交付額が申請額を下回る場合もあります。

○法人税法 別表第一 公共法人の表

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)
水害予防組合	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)
独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)
土地改良区	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本司法支援センター	日本司法支援センター
日本中央競馬会	日本中央競馬会
日本年金機構	日本年金機構
日本放送協会	日本放送協会
福島国際研究教育機構	福島国際研究教育機構

○法人税法 別表第二 公益法人等の例

医療法人(医療法第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)、**学校法人**(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)、**漁業共済組合、漁業共済組合連合会公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、社会保険労務士会、宗教法人、酒造組合、酒造組合中央会、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合中央会、酒販組合連合会、商工会、商工会議所、商工会連合会、独立行政法人**(別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)、**日本赤十字社** 等

※上記以外の公益法人は下記のサイトで確認してください。

法人税法 | e-Gov 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000034>

振込口座の分かる通帳の写しについて

- 金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようコピーして提出してください。
- 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像の写しを提出してください。同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像の写しを提出してください。
- 画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、支援金の支払いができません。
- 口座名義については、「申請企業名」又は「代表者名義」でないとお支払いができません。
- インターネットバンキング等で通帳が無い場合は、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の分かるもの（インターネット画面等の写し等）を貼付してください。



(インターネット画面等の写し等)



【令和6年分】（直接受電事業者のみ）

F A 2 2 0 4

税務署長 令和 〇 6 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の 申告書

納税地		個人番号 (マイナンバー)		生年月日	
現在の住所 又は 居所 事業所等			フリガナ		氏名
令和7年1月1日現在の住所		職業		世帯主の氏名	
住所・番号		世帯主との続柄		電話番号	
住宅・勤務先・携帯		電話番号		電話番号	

種類	割合	区分	表示	整理番号	電話	住宅・勤務先・携帯
----	----	----	----	------	----	-----------

収入金額等	事業	営業等	区分	ア	
	業	農業	区分	イ	
	不動産	区分	ウ		
	配当	区分	エ		
	給与	区分	オ		
	公的年金等	区分	カ		
	雑	業務	区分	キ	
	その他	区分	ク		
	総合譲渡	短期	区分	ケ	
	長期	区分	コ		
一時	区分	サ			
所得金額等	事業	営業等	①		
	業	農業	②		
	不動産	③			
	利子	④			
	配当	⑤			
	給与	⑥			
	公的年金等	⑦			
	雑	業務	⑧		
	その他	⑨			
	⑦から⑨までの計	⑩			
総合譲渡・一時	⑪				
⑩から⑪までの計	⑫				
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬			
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮			
	地震保険料控除	⑯			
	専従ひとり親控除	⑰～⑱	〇〇〇〇		
	勤労学生・障害者控除	⑲～⑳	〇〇〇〇		
	配偶者特別控除	㉑～㉒	〇〇〇〇		
	扶養控除	㉓	〇〇〇〇		
	基礎控除	㉔	〇〇〇〇		
	⑬から㉔までの計	㉕			
雑損控除	㉖				
医療費控除	㉗				
寄附金控除	㉘				
合計	㉙	(㉕+㉖+㉗+㉘)			

税金の計算	課税される所得金額	⑳		〇〇〇
	上の㉑に対する税額	㉑		
	配当控除	㉒		
		㉓		
	政党等寄附金等特別控除	㉔～㉕		〇〇
	住宅耐震改修特別控除等	㉖～㉗		
	災害減免額	㉘		
	再差引所得税額	㉙		
	令和6年分特別控除控除	㉚		〇〇〇〇
	再々差引所得税額(基準所得税額)	㉛		
復興特別所得税額	㉜			
所得税及び復興特別所得税の額	㉝			
源泉徴収控除等	㉞～㉟			
源泉徴収税額	㊱			
申告納税額	㊲	(㉝-㉞-㉟-㊱)		
予定納税額(第1期分・第2期分)	㊳			
第3期分納める税金の税額	㊴		〇〇	
還付される税金	㊵		△	
修正申告	修正前の第3期分の税額(還付の場合は額に△を記載)	㊶		
第3期分の税額の増加額	㊷		〇〇	
その他の	公的年金等以外の合計所得金額	㊸		
	配偶者の合計所得金額	㊹		
	専従者給与(控除額)の合計額	㊺		
	青色申告特別控除額	㊻		
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊼		
	未納付の源泉徴収税額	㊽		
	本年分で差し引く繰越損失額	㊾		
	平均課税対象金額	㊿		
	変動・臨時所得金額	㉑		
	延納届出額	㉒		〇〇

延納届出額	㉒		〇〇		
延納届出額	㉓		〇〇〇		
郵便局名等	預金種類	普通	当座	貯蓄	貯蓄
口座番号	口座番号	記号番号			
公金受取口座登録の同意	公金受取口座の利用				

第一表 (令和六年分用)

定額減税実施済額は、㉑と㉒のいずれか少ない方の金額です。